

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 3月30日

香川県人事委員会委員長 武田 安紀彦

### 香川県人事委員会規則第7号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和32年香川県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(研究職給料表の適用範囲)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) <u>瀬戸内海歴史民俗資料館</u></p> <p>(2) <u>香川県漆芸研究所</u></p> <p>(3)～(10) 略</p> <p>(11) <u>五色台少年自然センター自然科学館</u></p> <p>(12)・(13) 略</p> <p>2 略</p> <p>(医療職給料表(一)の適用範囲)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(医療職給料表(二)の適用範囲)</p> <p>第4条 略</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>小豆総合事務所又は保健福祉事務所に勤務し、栄養の管理指導業務に従事する栄養士</u></p> <p>(6)・(7) 略</p>	<p>(研究職給料表の適用範囲)</p> <p>第2条 研究職給料表の適用を受ける機関又は部課等は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) <u>香川県自然科学館</u></p> <p>(10) <u>瀬戸内海歴史民俗資料館</u></p> <p>(11) <u>香川県漆芸研究所</u></p> <p>(12)・(13) 略</p> <p>2 略</p> <p>(医療職給料表(一)の適用範囲)</p> <p>第3条 医療職給料表(一)は、次に掲げる職員に適用する。</p> <p>(1) <u>病院、がん検診センター又は診療所に勤務し、医療業務に従事する医師及び歯科医師</u></p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>(医療職給料表(二)の適用範囲)</p> <p>第4条 医療職給料表(二)は、次に掲げる職員に適用する。</p> <p>(1) <u>病院又はがん検診センターに勤務し、調剤業務に従事する薬剤師</u></p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>(6) <u>病院に勤務し、栄養の管理業務に従事する栄養士</u></p> <p>(7) <u>小豆総合事務所、保健福祉事務所又はがん検診センターに勤務し、栄養の管理指導業務に従事する栄養士</u></p> <p>(8)・(9) 略</p>

(8) 小豆総合事務所又は保健福祉事務所に勤務し、本来の業務に従事する診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師その他の病理細菌技術職員、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、歯科衛生士、歯科技工士及びあん摩マッサージ指圧師

(9)・(10) 略

(医療職給料表(三)の適用範囲)

第5条 略

- (1) 小豆総合事務所、保健福祉事務所、精神保健福祉センター又は川部みどり園に勤務し、看護業務又は助産業務に従事する看護師、准看護師及び助産師
- (2) 小豆総合事務所、保健福祉事務所、子ども女性相談センター、障害福祉相談所又は精神保健福祉センターに勤務し、保健指導業務に従事する保健師及び助産師
- (3) 略

(大学教育職給料表の適用範囲)

第6条 大学教育職給料表は、大学に勤務する学長、教授、准教授、講師、助手その他人事委員会の認める職員に適用する。

(10) 小豆総合事務所、健康福祉部、保健福祉事務所、病院又はがん検診センターに勤務し、本来の業務に従事する診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師その他の病理細菌技術職員、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、言語療法士、歯科衛生士、歯科技工士及びあん摩マッサージ指圧師

(11)・(12) 略

(医療職給料表(三)の適用範囲)

第5条 医療職給料表(三)は、次に掲げる職員に適用する。

- (1) 小豆総合事務所、保健福祉事務所、精神保健福祉センター、川部みどり園、病院又はがん検診センターに勤務し、看護業務又は助産業務に従事する看護師、准看護師及び助産師
- (2) 小豆総合事務所、保健福祉事務所、子ども女性相談センター、障害福祉相談所、精神保健福祉センター、病院又はがん検診センターに勤務し、保健指導業務に従事する保健師及び助産師
- (3) 略

(大学教育職給料表の適用範囲)

第6条 大学教育職給料表は、大学又は短期大学に勤務する学長、教授、助教授、講師、助手その他人事委員会の認める職員に適用する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。